

明治三十八年の大分県における 稻作指導と速見郡別府町の対応

小玉洋美

日清戦争から日露戦争の前後にかけて展開されたわが国の農業革命は、農業革命を伴なっていた。しかも、それは政府主導型の上からの革命であった。地租改正に成功した明治政府の殖産興業政策の中に、農業技術および作物品種の改良が組み込まれたのは、明治一〇年頃からであるが、農業生産の増大が、具体的な施策となつて現われるのは、明治二〇年代の終わりである。工業化の進行に伴なつて、都市人口が増大し、大量の消費者が出現することとなり、三国干渉以後の対露政策を遂行するためにも、これを支える農業生産力の向上は、政府にとっての急務となつていた。一方、金納を前提とした地租改正と一般化した肥料購入のために、農民（土地所有者）もまた、農業所得の増大を迫られていた。しかし、

地主・小作関係にみられるような封建遺制の温存によって、自力の改革は期待できない状態が続いていた。したがつて、わが国の農業革命は、寄生地主制を容認しながら、上からの指導によつて推進されることになったのである。

さて、つぎに掲げる史料は、政府の勧農政策が、地方政治を通して、末端機構にどのように貫徹していくかを示すものである。しかしながら、掲出の史料は主として米作に関するもので、明治二〇年代以後衰退した綿・藍・大麻・菜種・楮などの加工原料作物や逆に興隆することになった桑・茶・蔬菜類は含まれていない。また、稲作にしても、病害虫の駆除に関するものが多いこともお断りしておく。いうまでもなく、害虫駆除に鯨油の利用を提倡したのは、一七六八年日田生まれの農学者大藏永常であった。しかし、明治末年に至つても、「虫送り」の行事が並行して行なわれていたことはいふまでもない。ところが、掲出史料のような、油による駆除指導が徹底するにつれて「虫送り」の意味が薄れ、年中行事として形骸化し、あるいは廃絶することにもなつたのである。

さらに、興味をひかれるのは、明治三八年の「大分県令第

二十一号」第三条と第四条である。これによつて、翌年より苗代の短冊播きと本田の正条植えが強制されることになつた経緯を知ることができるし、また、速見郡長を通して、別府町がどのような対応を行なつたかを、読みとれるものではあるまいか。考察は諸賢にお任せしたい。なお、蛇足ながら、民俗学を研究する人々にとつても参考すべき点が多いので、雑な箇所もあるが、全文を掲載させていただくことにした。

大分県令第二十一号

害虫駆除予防規則左ノ通改定ス

明治三十八年四月二十九日

大分県知事

大久保利武

第二 駆除予防ノ方法

一 漂塵子

一 捕虫器ヲ以テ捕殺スルコト

二 苗代及本田ニ於テ注油駆除ヲ行フコト

三 田面乾燥若ハ排水後又ハ畑ニ於テハ殺虫液ヲ以テ莢ヲ洗滌シ或ハ撒布シ又ハ之ヲ適宜ノ器物ニ盛リ付着

第一 害虫微菌ノ種類

名称

方言

主ナル被害農作物ノ種類

浮塵子

(ウンカ・コヌカムシ・コムシ)
(サネモリ・ハイムシ)稻
(ズイムシ・スムン・サシムシ)稻
(ツトムシ・ハマキムシ)稻
(アヲムシ)稻
(ホウ・フウ)稻
(イナゴ)稻
(キリウジ)(ホウジク・ホウジョウ)
(ヨトウムシ)稻
(ケムシ)

(シャクトリムシ)

(カミキリムシ)
(テツボウムシ)桑・茶
(クロホ・クロンボ)桑・茶
麦

黑穗

天牛

尺蠖

地蚕

蜘蛛

蚜蟲

螟蛉

稻・七島蘭
稻・粟
稻・豆類

ノ害虫ヲ払ヒ落シ駆除スルコト

四 注油前ニ於テ田面ノ浮萍ヲ摘ヒ取り且ツ畦畔溝渠等ノ雜草ヲ刈除スルコト

一 捕虫器ヲ以テ蛾ヲ捕殺スルコト

二 点灯シテ蛾ヲ誘殺スルコト

三 田面ニ殺虫液ヲ注キ仔虫ヲ払ヒ落シ駆殺スルコト

一 蛾 虫

一 捕虫器ヲ以テ蛾ヲ捕殺スルコト

二 点灯シテ蛾ヲ誘殺スルコト

三 田面ニ殺虫液ヲ盛り虫ヲ払ヒ落シ駆殺スルコト

一 植 象

一 成虫ヲ捕殺スルコト

二 適宜ノ器物ニ殺虫液ヲ盛り虫ヲ払ヒ落シ駆殺スルコト

三 卵塊ヲ採集シテ焼棄又ハ埋没スルコト
但シ可成益虫保護器ヲ使用スルコト

一 蟲 痢

三 茎葉ニ付着ノ卵塊ヲ摘殺スルコト

一 蟲 痢

一 苗代田ニ水ヲ湛ヘ殺虫液ヲ注キ駆殺スルコト

二 捕虫器ヲ以テ幼虫ヲ捕殺スルコト

一 切 虱

一 幼虫ヲ拾ヒ集メ焼棄スルコト

二 苗代田ニ於テニ昼夜計リ水ヲ張リ、後之ヲ排出シ周囲ニ溝ヲ設ケ、更ニ水ヲタタエ其ノ侵入ヲ防クコト

一 地 蚕

一 発生ノ初期群集ノモノヲ被害植物ノ茎葉ト共ニ採集シ、焼殺若ハ埋没スルコト

二 発生地ノ周囲ニ深サ一尺以上ノ溝ヲ穿チ其ノ陥リタ

一 萤 蛹

一 捕虫器ヲ以テ成虫ヲ捕殺スルコト

二 橢形捕虫器ヲ以テ捲葉ヲ梳リ駆殺スルコト

一 萤 蛺

一 萤 蛺

一 地 蚕

ルモノヲ駆殺スルコト

三 植物ノ根際ニ潜伏スル蛹及幼虫ヲ捕殺スルコト

二 種子ハ無病ノ田畑ヨリ採スルコト
三 黒穂發生ノ田畑ヨリ採種シタル場合ハ總て相當ノ殺菌法ヲ行フコト

一 蚊 嫌

一 蛭化ノ降燃殺スルコト

二 枝葉ニ付着セル藉及卵子ヲ駆殺スルコト

三 冬季桑樹ノ孔隙及裂目等ヲ検シ、蟻伏セル幼虫ヲ殺スコト

四 被害地及其ノ接近地ノ落葉ハ之ヲ集メ焼却スルコト

一 尺 蟻

一 幼虫ヲ冬春ノ交、鋏殺スルコト

二 被害地及接近地ノ落葉ハ之ヲ集メテ焼棄スルコト

一 天 牛

一 樹皮内ニ産付セル卵ヲ漬殺スルコト

二 成虫ヲ捕殺スルコト

三 枝幹ニ蝕入セル幼虫ハ銅線ヲ以テ刺殺シ、又ハ殺虫液ヲ注入スルコト

一 黑 穗

一 病穂ハ其ノ黒粉ノ飛散セサルニ先チ之ヲ抜取り燒棄スルコト

一 黑 穗

第六条 害虫又ハ黒菌ノ發生ヲ認メ又ハ微生ノ黒アルトキハ

第二条 每年冬春ノ交ニ於テ耕地付近ノ畦畔溝渠岸脚堤塘等害虫潜伏ノ虞アル地ノ雜草ハ焼却又ハ刈払フヘシ

第三条 苗代ハ播床ノ幅四尺以内長サ適宜ノ短冊トナシ播床ノ間ニ凡一尺ノ通路ヲ設ケ周囲ノ畦畔ハ高サ八寸以上ニ仕立見易キ場所ニ作人ノ住所氏名ヲ明記シタル高サ三尺以上

幅適宜ノ竹又ハ木札ヲ建設スヘシ苗代ノ面積ハ一箇所五畝歩ヲ下ルコトヲ得ス

一人一箇所ノ苗代五畝歩ニ達セサルトキハ二人以上共同ス
ヘシ

第四条 本田ノ播秧ハ正条植ト為スヘシ 稲ノ実薄ヲ為スモノモ仍ホ正条ニ点播スヘシ

第五条 土地ノ状況ニヨリ苗代一箇所五畝歩以上ニナシ難キモノ及本田ヲ正条ニ植播シ難キモノハ郡長ノ認可ヲ受ケ毎筆見易キ場所ニ認可ノ年月日及作人ノ住所氏名ヲ明記シタル高サ三尺以上幅適宜ノ竹又ハ木札ヲ建設スベシ

作人ハ直ニ驅除予防ニ着手シ口頭若ハ書面ヲ以テ町村長ニ届出テ指揮ヲ受クヘシ

第七条 町村長ニ於テ前条ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ実地ヲ調査シ予メ期限ヲ定メ該田畠ノ作人ヲシテ本則ニ規定スル驅除予防方法ヲ行ハシムヘシ

郡長町村長ニ於テ害虫又ハ黴菌田畠ニ発生シ若ハ害虫冬季蔓草、刈株、雜草ニ棲息シ或ハ発生ノ虞アルコトヲ發見シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ作人驅除予防ヲ行ハサルカ又ハ怠慢ノ所為アルトキハ町村長若ハ郡長ハ害虫驅除予防法第三条第二項ノ手続ニ依ルヘシ

第八条 害虫又ハ黴菌蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ町村長又ハ郡長ハ其ノ区域内作人ヲシテ同時ニ驅除予防ヲ行ハシメ又ハ町村費ヲ以テ一齊ニ驅除予防ヲ行フヘシ
第九条 町村長若ハ郡長ニ於テ驅除予防ノ為メ夫役ノ賦課ヲ必要ト認ムルトキハ害虫驅除予防法第五条ニ依リ直ニ之ヲ施行スヘシ

第十条 知事又ハ郡長ノ命シタル出張官吏若ハ町村長ニ於テ害虫驅除予防法第六条ニ基キ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物蔓草刈

株雜草等ヲ拔除棄スルノ必要アリト認ムルトキハ直ニ之ヲ施行スヘシ

第十二条 本則第三条第四条ニ達^シシ若ハ第五条第六条第七条ノ場合ニ於テ郡長町村長ノ命令ニ従ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

附 則

第十三条 本則第三条第一項第三項及第四条ハ明治三十九年四月一日ヨリ施行ス

第十四条 明治三十四年一月大分県令第三号及三十七年五月大分県令第二十四号ハ本則發布ノ日ヨリ廢止ス

大分県令第二十九号

稻苗代田及穀播本田畠ニ害虫発生蔓延ノ虞アルヲ以テ明治二十九年法律第十七号害虫驅除予防法第三条及明治三十八年

大分県令第二十一号害虫駆除予防規則第一条ニ依リ明治三十八年五月二十五日ヨリ同年七月十五日迄駆除予防ヲ行フベシ

但シ駆除予防ノ方法及施行ノ日割ハ郡長之ヲ定ム

明治三十八年五月二十三日

大分県知事 大久保 利武

大分県令第三十六号

稻害虫発生蔓延ノ徵アルヲ以テ該作人ハ明治二十九年法律

第十七号害虫駆除予防規則第三条及明治三十八年大分県令第二

右 区長 殿
別府町長 友岡 正臣

十一号害虫駆除予防規則第一条ニ依リ本令發布ノ日ヨリ本年十月三十一日迄ノ間ニ於テ駆除予防を行フヘシ
但シ駆除予防ノ方法施行ノ日割ハ郡長之ヲ定ム

明治三十八年七月五日

大分県知事 大久保 利武

別勸第二十七号

本年本県令第二十九号ニ依リ速見郡令第三号ヲ以テ稻害虫駆除予防ノ方法及日割左之通定メラレ候ニ付直ニ無済稻作者へ通達シ不実行者無之様取計可有之候也

追テ、害虫駆除ノ儀ニ付テハ是迄數回通達シタルモ、間ニハ實行セサルモノアリ。大ニ不都合ノコト有之候。右ハ県令第二十九号ノ害虫駆除予防規則アリテ、其筋ニ於テハ右県令ニ依リ用捨ナク処分セラレ、已ニ大分郡ニテハ數十人其制裁ヲ受ケタルモノ有之趣ニ付、各區長ハ親シク當業者ヘ示達規則違犯者無之様注意セラルヘシ

明治三十八年六月十三日

別府町長 友岡 正臣

一 稻苗代田畑ニシテ、左記日割ノ前日マテニ本田移植ヲ終ヘサルモノハ、左記当日ニ注油又ハ殺虫液ヲ撒布シ、害虫ヲ駆除スベシ。

六月十五日（旧五月十三日）

六月廿二日（旧五月廿七日）

別府町一円

一 稻穀播（灰植ノ事）本田畑ハ左記期日ニ於テ注油又ハ殺虫液ヲ撒布シ害虫ヲ駆除ス

六月二十二日

別府町一円

一 稲苗ヲ本田ニ移植セントスルトキハ、其以前ニ督励委員

何々農区

二 檢査ヲ請ヒ、移植ノ許可ヲ得タルモノニアラザレバ移植

明治卅八年苗代田畑並正条植等取調書

スペカラザル事

稻苗代總反別

何百何十何ヶ所

一 反別ヲ記載シ、前以テ農会長ノ承認ヲ受クル事

稻苗代反別

何百何十何ヶ所

一 正条植ノ定木ハ、農会ヨリ其方里々ニ見本品相回シ有之
候筈ニ付、督励委員ヲ問合セ、調製スルカ、又他ニ工夫ス
ルカ、何レニテモ本植以前ニ其用意ヲナシ置、本植ニ際シ
不都合混雜ナキ様可致事

稻苗代總反別

（右に同じ）

一 稲ヲ本植トナシタルトキハ、一笔毎ニ、反別町數、稻主
ノ姓名ヲ記載シタル高三尺以上ノ札ヲ立ル事

稻苗代反別

（右に同じ）

別紙ノ通ノ取調方郡役所ヨリ通達有之趣ヲ以テ町役場ヨリ

稻田總反別

何百何十何ヶ所
(右に同じ)

申來リ候ニ付、乍御苦勞其農区内田作者ニ就キ御取調、來ル
十七日迄ニ必ス町役場へ御差出相成度此段申進候也

稻正条植總反別

（右に同じ）

明治卅八年七月十一日

稻亂植總反別

（右に同じ）

別府町農会長 安部 春平

二毛作ノ分

督励委員 大野由太郎殿

稻田總反別

何百何十何ヶ所
(右に同じ)

追テ其農区内ヘ他町村人ノ入作田モ本文ニ組入レ取調ノ事

内 稻正条植總反別

（右に同じ）

稲準正条植総反別 (右に同じ)

備考

稻乱植総反別

(右に同じ)

灰植ノ分

一 正条植トハ立横共正角ニ植タルモノナリ

一 準正条植トハ立植横植ノ一方ノミ正条植トナシタルモノナリ

稻田総反別

何百何十何ヶ所

一 亂植トハ是マデ植来リニ依リ植タルモノナリ

内

稲正条植総反別

(右に同じ)

稲準正条植総反別

(右に同じ)

稻乱植総反別

(右に同じ)

七島田ノ分

何百何十何ヶ所

稻田害虫駆除予防之件別紙ノ通り町役場ヨリ各区長ヲ經テ
稲作者ニ通達相成候ニ付テハ、督励委員ハ各受持農区内ニ於
テ、稲作者ヲ督励シ、必ズ実行シ、不都合ノモノ無之様御注
意相成度此如申進候也

七島田総反別

市尾田ノ分

何百何十何ヶ所

市尾田総反別

何百何十何ヶ所

里芋田ノ分

何百何十何ヶ所

里芋田総反別

何百何十何ヶ所

生姜田ノ分

何百何十何ヶ所

生姜田総反別

何百何十何ヶ所

雜作田ノ分 (前記各種田ヲ除ク分)

何百何十何ヶ所

雜作田総反別

何百何十何ヶ所

田総反別

何百何十何ヶ所

別勸第二七三号

本年大分県令第三十六号ニ依り速見郡令第四号並ニ郡役所
勸第一、三二七号ヲ以テ稻害虫駆除予防ノ方法及施行日割左
之通り定メラレ候ニ付、稲作者ハ其期日ヲ達ヘズ必ズ実行致

候様、各区内當業者へ無漏通達不都合ノモノ無之様取計ヒ可
有之候也

明治三十八年七月十六日

別府町役場

各区長殿

一 浮塵子ニ対スル注油驅除

第一回油入

八月四日 本日ハ午前七時ヨリ例年ノ通り何レモ油入ニ着

手シ竹笪ノ如キモノヲ以テ虫ヲ掃ヒ落ス事

第二回油入

八月廿一日 (前同断)

二 媚虫ニ対スル採卵捕蛾及心枯掘取

七月廿七日ヲ初メトシ八月三十日ニ至ル迄五日目毎ニ実行

スル事

別勸第三一二号

各区長殿

別府役場

別府役場
課

明二十一日ハ去ル七月二十六日別勸第二七三号ヲ以テ通達致シ置候通り、稻田注油日割当日ニ有之候處、去ル十六日洪水各所水害ノ為メ、稻田石砂入り込所有之、又水路埋レ込みノケ所等有之候ニ付、右ノ箇所ヲ除キ溜水有之稻田ヘハ注油セザルベカラサルニ付、明二十一日ハ先達ノ通り必ス注油並ニ心枯稻株掘取り候様、稻作者へ無漏通達可有之候也

明治三十八年八月二十日

四 蟻虫、螟虫ノ卵、螟虫ノ蝶ハ、一ツ金五毛ニテ農会ヨリ買上ケノ筈ニ付、精々採取シ、督励委員へ現品持參代金ノ支払ヲ受クベキ事

候也

別勸第三〇一号

明二十一日ハ去ル七月二十六日別勸第二七三号ヲ以テ通達致シ置候通り、稻田注油日割当日ニ有之候處、去ル十六日洪水各所水害ノ為メ、稻田石砂入り込所有之、又水路埋レ込みノケ所等有之候ニ付、右ノ箇所ヲ除キ溜水有之稻田ヘハ注油セザルベカラサルニ付、明二十一日ハ先達ノ通り必ス注油並ニ心枯稻株掘取り候様、稻作者へ無漏通達可有之候也

明治卅八年八月三十日

注意スル事

別府町役場（公印）

別勸第四一四号

一 第三回稻田油入レノ事
九月一日（旧九月三日）

本町全部ノ稻作者ハ午前八時ヨリ油入レニ着手ス

ル事。

右ハ過日ノ水害ニテ稻田ノ流失、石砂入等ニテ田水引入シ

難キ田ヲ除ク外ノ稻田ニハ、悉ク油ヲ入レ籠付ノ竹等ニテ念

入レニ虫ヲ水面ニ掃ヒ落ス事

一 媚虫（心ザシ・中ザシ・スマシ等ノ事ナリ）ノ卵ヲ採リ

蛾ヲ捕ヘ、並ニ心枯・穂枯ノ掘取ハ、八月三十一日ヲ初ト
シ十月二十日（旧九月二十二日）マデ、五日目毎ニ必ズ実

行スル事

但シ卵・蛾ハ町農会ニ於テ買上ヶ筈ニ付最寄委員へ持參

買上ヲ求ムル事。尚又、心枯・穂枯掘取ノ本数ハ委員へ届

出ル事

一 九月一日ノ油入レ日ニハ、郡吏・警官・町吏・業会吏等
出張スルニ付、油入等々閑ノモノハ相当処分セラルニ付

各区長殿

一 第三回稻田油入レノ事
九月一日（旧九月三日）

本町全部ノ稻作者ハ午前八時ヨリ油入レニ着手ス

ル事。

明治三十八年十二月廿五日

別府町役場（公印）

各区長殿

一 麦田ノ稻株ハ之レヲ拾ヒ集メ、良ク乾燥シ焼却スルカ、

又ハ積肥ニ混交シ腐敗セシムル事

一 春田ノ稻株ハ深ク株切ヲナシ、之レヲ拾ヒ集メ前ノ如ク
取扱フ事

一 水田ノ稻株ハ土中ニ踏ミ込ム事

右取調ノ為メ即今農商務省技師本県へ出張申ノ趣ニ付、來

ル卅九年一月十日迄ニ前記ノ通、必ス施行スル事。翌十一日

ニ至リ実地ノ検査可致ニ付、不都合無之様注意ノ事

一 耕地ノ農作者ハ来ル卅九年二月末日迄ニ耕地付近ノ畦畔
溝渠岸脚堤塘等害虫ノ潜伏見込アル地ノ雜草ヲ焼却シ、又

ハ取焼却スル事

別勧第四二四号

別紙之通當業者へ通達候ニ付テハ、精々御注意不行届之儀無之様御取斗相成度、一月十一日ハ受持区域内ノ検査ヲ遂ケ若シ不実行者有之候トキハ督励実行セシメラレ度、此如ノ御通知候也

明治卅八年十二月廿八日

別府町役場（公印）

督励委員 大野由太郎殿

別勧第三七三号

左記之通取扱相成度此如及御通達候也

明治卅八年十一月四日

各區長殿

別府町役場

別勧第二一四号

一 総テ種子物ハ塩水撰トナスハ、大ニ利益有之義ナルモ、是迄ハ麥種子ヲ塩水撰トスル者至テ少シ。依テ今般其筋ヨリ達シノ次第有之候条、本年植付ノ麥種子ハ必ズ塩水撰ト

可致旨ヲ當業者ニ獎励示達スル事

一 稲刈鎌止メノ義ハ過般通達置通り必ズ実行スベキ旨當業者へ示達スル事

一 稲刈後ハ先般区長会ノ節通達至候通り羽重子千トシ、晴天三日以上稻千トシ、初干ハ晴天二日以上トシ乾燥ヲ十分ニスル事ヲ當業者へ示達スル事

一 先般通達致候苗代田畑一ヶ所五畝歩以上設置ノ件ハ、飛ビ離レタル一区域ノヶ所ニシテ五畝歩以上ノ苗代ヲ要セザル場所ニアラザレバ、郡長ニ於テ認可セラレザル趣ニ付、一枚田ニ設置スルカ、又隣地主申談ジ合セテ（畔畔・小溝・小道ヲ挾ミテモ差支ナシ）五畝歩以上ヲ設置スルカ、未ダ作人ニ於テ場所取極メ出来サル向ハ、来ル十日（旧十月十四日）迄ニ必ズ取極メ候様稻作人ニ通達、違犯者ナキ様取斗フ事

左記期日ニ於テ午前第七時ヲ期シテ螟虫ノ蝕害ヲ被レル心枯ノ掘取ヲ施行スベキ旨、郡令第三号ヲ以テ布達相成候間、各作人ニ於テ十分実行可致様洩レナク御通知相成度、此如及

通牒候也

一、八月十日（旧暦二十一日）

追テ当日完了セサル分ハ引続き翌日ヨリ二日以内ニ完了

致スペキ様併セテ御示達相成度添申候也

明治三十九年八月八日

別府町役場（公印）

各区長殿

別勸第三三三号ノ一

稻作害虫駆除予防ニ就テハ、サキニ郡令ヲ以テ期日ヲ定メ
ラレ、夫々執行致候モ、浮塵子ニ対スル注油駆除ニ於テハ灌
水不便等ノ為メ、或ハ遷延シ自然蔓延ヲ來スノ恐アリ。又螟
虫ノ蝕害ヲ被レル心枯並ニ穗枯ノ掘取ヲ行フベキ様、當業者
ヘ洩レナク御示達相成度候也

一、九月十日（旧暦七月二十二日）午前第七時ヨリ

追テ右心枯並ニ穗枯掘取数ハ同日係り官出張臨検ノ際、
必要有之候ニ付、必ズ取繰メ、区長宅へ相集メ候様併テ御
示達相成度候也

明治三十九年九月六日

別府町長　口名子　太郎（公印）

区長　大野　由太郎殿

特ニ本年ノ稻作成育佳良ニシテ稻株蕃盛スルニ從ヒ、日光ノ
透射、空氣ノ流通宜シカラザル等ノ為メ、各種ノ害虫発生ヲ
助長セシムルノ状況ナキニシモアラズ。故ニ此際一層注意ヲ
加ヘ、當業者ヲ督励シ、駆防上急便ヲ以テ、状況御報告相成度、尚

害虫発生ノケ所出来候場合ハ急便ヲ以テ、状況御報告相成度
其筋ヨリ照会ノ次第モ有之候間此段及移牒候也

勧第四五九号

稻田ニ螟虫ノ蝕害ヲ被リテ往々穗枯ヲ生ジタルモノ有之候

明治三十九年八月二十八日

別府町長　口名子　太郎

朝見区長　大野　由太郎殿

別勸第三七〇号

稻田害虫発生蔓延ノ兆アルヲ以テ、害虫駆除予防ヲ行フベ
キ旨、郡令第四号ヲ以テ御示達相成候ニ付、左記日時ヲ期シ螟
虫ノ蝕害ヲ被レル心枯並ニ穗枯ノ掘取ヲ行フベキ様、當業者
ヘ洩レナク御示達相成度候也

ヲ以テ、是ガ又キ採ヲ行フベキ旨、郡令第四号ヲ以テ御達相

候也

成候。尚同時ニ稗、赤米ノ生シタル分モ又キ採ルベキ旨モ御

二宮 勘三郎

達相成候ニ付、左記日時ニ又キ採致スベキ様該作者洩レナク

糸永 武一郎

御示達相成度候也

友永 余六

一、九月二十八日（旧暦十一日）午前第七時ヨリ

佐藤 井吉

追而、右当日ニハ其筋ヨリ係リ官吏モ出張臨検成ルベキ

右
明治三十九年十月廿四日

等ニ付、右穂枯数ハ必ズ区長宅ニ取繩メ置キ候様、御示達

相成度此段申添ヘ候也

明治三十九年九月二十六日

別府町役場
(公印)

別府町役場

区長 大野由太郎殿

別勅第三六二号ノ二

稻ニ害虫發生蔓延ノ兆アルヲ以テ、左記期日方法ノ通り駆

除予防ヲ行フベキ旨、郡令第四号ヲ以テ示達相成候ニ付区内

当業者ニ洩レナク御示達相成度候也

明治三十九年十月十日

別府町長 日名子 太郎 (公印)

区長 大野 由太郎殿

別勅第五九九号

稻刈取期日ノ件ニツキ別府町農会ニ於テ、左記ノ通り相定メ候旨申出有之候ニ付、区内当業者ニ洩レナク御示達相成度

此段及通牒候也

鎌入期日 十一月六日（旧九月廿日）

但シ早稲中稲ニ限り検査ノ上十一日一月（旧九月十五日）

ヨリ鎌入ノ許可スペキニ付、左記検査委員へ申出相成度

一、十月十三日（旧暦二十六日）

当日午前七時ヨリ着手シ、螟虫ノ蝕害ヲ被レル穂枯並

相成タキ事

右

ニ稗米ノ掘取ヲ行フベシ

追テ、当曰ハ本年度害虫駆除最終ノ日割ナルベキニヨリ

各自十分ノ注意ヲ以テ穗枯並ニ稗米ノ掘取ヲ励行シ、害虫

明治三十九年十一月三十日

別府町役場

(公印)

ノ為メニ蝕害セラルル如キコト無之様、深ク御諭達相成度

区長 大野 由太郎殿

尚之レマデ毎回御通知ニ及ビ置候通り、穗枯掘取数ハ必ズ

相マトメ、区長或ハ組長宅ヘ持參セシメ候様併テ御示達相

成度候

別効第二二一八号

稲苗代田畑及幼播本田畑ニ害虫ノ発生ヲ認ムルヲ以テ、明

治三十八年大分県令第二十一号害虫駆除予防規則第七条ニヨ

リ、左ノ各項ニ於ケル日時方法ノ通り、駆除予防ヲ行フベキ

旨、郡令第一号ヲ以テ訓示相成候間、當業者一同ヘ無洩御通

知相成度此段及通牒候也

苗代田畑

一 粽干ヲ十分ニナス事
但シ稻刈取り時期ニ際シ大雨ノ為メ侵害ヲ蒙リタル分ハ

特更注意乾燥セシムルコト

一 五月廿五日ヨリ移植ニ至ルマデノ間毎日捕虫器ヲ以テ、
螟蛾及浮塵子等ノ捕殺ヲ行フコト

一、小作米ヲ地主ニ運般スルニ付テハ、必ズ検査員ヨリ輸送

証明書ヲ受ケ、添付ノ上地主ニ交付スル事

一、米穀検査員ハ部内各方面ニ向ケ検査開始致居候間、既ニ

儀装ナシアル分モ乾燥不十分ト認メタル節ニハ、解装致サ

セ候様ノ事ニ立至候間右様ノ事在之様深ク當業者ヘ御注意
雜草ヲ刈除スペキコト

右

渡辺澄夫先生古稀記念会編

『九州中世社会の研究』

豊後を中心に、九州中世社会の特質を探る
好論15篇を収載。研究者必読の書！

頒 價 5,000円（送料共）

残部僅少

申込先 大分市大手町3-1-1
大分県総務課県史編さん班内
渡辺澄夫先生古稀記念会事務局

明治四十年五月二十六日

別府町長 日名子 太郎（公印）

各区長殿

付記　掲載の公文書は、当時別府町朝見区の督励委員・

区長であった大野由太郎家に保存されていたものであ
る。

（大分鶴崎高等学校教諭・
[REDACTED]）

大分県地方史叢書 (七)

「縣治概略」(I) 「縣治概略」(II)

大分県成立以来の布告達を集大成した

県草創期を知る基本史料

(会員各二五〇〇円会員外各三〇〇〇円)